

平成27年度 第1回愛知県障害者自立支援協議会 議事録

平成27年8月28日（金）

愛知県障害者自立支援協議会

## 平成27年度 第1回愛知県障害者自立支援協議会 議事録

### 1 日 時

平成27年8月28日（金） 午前10時から正午まで

### 2 場 所

自治センター 6階 602・603会議室

### 3 出席者

伊藤整一 委員、梅村仁志 委員、加藤香 委員、加藤統祥 委員、川上雅也 委員、木村剛 委員、小島一郎 委員、鈴木孝光 委員、高橋脩 委員、高柳進一 委員、坪井重博 委員、手嶋雅史 委員、廣田祥久 委員、川本信弘 委員代理（松浦克己 委員）、松下直弘 委員、三浦美智子 委員、三宅和人 委員

17名

(事務局)

障害福祉課長ほか

(傍聴者)

0名

### 4 開 会

<障害福祉課長あいさつ>

<委員紹介>

<資料確認>

### 5 会長あいさつ

おはようございます。本日はお忙しい中、愛知県障害者自立支援協議会に御出席いただき、ありがとうございます。私はこの会の会長を務めております豊田市福祉事業団の高橋と申します。今年度もまたよろしく願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、この協議会が愛知県における障害のある方々の相談支援体制等をより良くしていくために協議を行う場であるとの趣旨を御理解いただいた上で、御遠慮なくお考えをおっしゃっていただきまして、会議が充実したものとなりますようお願い申し上げます。

先ほど浅野課長さんからも話がありましたけれども、本日の会議の内容は

皆様のお手元の議題にありますように議題が2件、いずれも重要な議題です。それから報告事項が3件となっております。委員の皆様方の御協力をいただきましてスムーズに会議を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

## 6 議 事

### 議題（1）愛知県障害者自立支援協議会の専門部会活動状況等について ア 地域生活移行推進部会の活動状況について

#### 資料1 地域生活移行推進部会活動状況等中間報告

#### 高橋会長

それでは、早速ですけれど議事に入らせていただきたいと思います。

まず、議題1、愛知県自立支援協議会の専門部会活動状況等について入りたいと思います。

まず、最初に地域生活移行推進部会の三宅部会長から説明をお願いします。

〔地域生活移行推進部会長説明〕

#### 三宅委員

大府市発達支援センターの管理者をしております三宅です。

今年度の部会は第1回の部会を6月17日に実施しました。今年度の検討課題は精神障害者の地域移行支援、地域定着支援について、2つ目が地域生活支援拠点の整備について、3つ目がグループホーム整備促進支援制度について、以上3つを検討することになっております。

資料1を御覧ください。精神障害者の地域移行支援については、資料にあるようにこのデータを見ても地域相談支援、地域移行支援、地域定着支援の実績が思わしくないことを確認できるかと思います。資料にあるように地域移行支援が5件、地域定着支援が33件、そして精神障害者の地域相談支援の実績がある市町村が県内54市町村あるうちの10市しかない。このような状況であります。進んでいない実態を再認識するとともに、この課題がとても難しい課題でもあるなと思っています。

その中で部会ではこれからお知らせすることについて検討をしました。1つの今後の取組等になりますが、自主的、先行的に取り組みされた保健所などの主催の研修において、精神科病院とか保健所や障害者の相談支援事業所など、地域の関係者の顔が見える支援によって実績を上げている事例が見られる、そんな報告を受けました。実績の事例の積み重ねというのはとても重要

と捉えているので、こういった事例を広く、また、相談支援事業者の方にお知らせできればと思います。方法としては地域アドバイザーの皆さんに、またお願いすることになるかも知れませんが、事例を積み重ねていくことがとても重要だなと思っています。

次に、地域移行支援の支給を受けての地域移行が全てだとは思ってはいませんが、この数字状況を見ると、できれば全ての市町村に対して1年に少なくとも1件は事例の実績を上げていくような依頼をしていく必要があるんじゃないかと思っています。結果的には実績が上がらなかった市町村も出るかとは思いますが、どのような取組を行ったかを確認しながら、結果的に何もやらずに済んでしまったということのないようにと思っています。地域アドバイザーにも御協力をいただきながら、基幹相談支援センターを巻き込み、市町村自立支援協議会の取組を後押ししていくことも必要かなと思っています。

次に、地域生活支援拠点の整備についてですが、現状の具体的な中身については国からの情報が不足しています。今年は情報を収集し、収集したものを提供していきたいと思っています。市町村に対しては、地域生活支援拠点の整備についてアンケートなどにより、検討している事例の照会などを行いながら計画的な進行管理を促していきたいと思っています。

最後の課題ですが、グループホームの整備促進支援制度です。資料を1枚めくってください。この制度を活用するということは、資料の図にあるように説明会に参加したり、グループホームの見学会に参加していただいたり、相談会に参加いただく、そういった流れに乗っていただくことですが、この制度を活用して平成27年度増えた分が10ホームありました。この制度は一定の役割を果たしたのではないかなと思っています。

今年度も継続して実施する訳ですが、資料にあるように6月に説明会が既に終了し、岡崎会場では63名、名古屋会場では142名の方が説明会に出ていらっしやいます。やはり期待されている制度であるのではないかなと再度実感しているところです。

また、グループホーム整備を促進する反面、手続上で促進にブレーキをかける状況も見られます。そんな意見が部会です。その1つがグループホームの申請調書に近隣住民に対して事業を始めることについての説明を行ったかという確認項目があることです。地域住民の反対運動に火が付いて大変なことになってしまったという事例もあります。そのために、申請用紙の見直しの検討をお願いしました。

もう1つが、申請書に障害者支援施設との連携体制、いわゆるバックアップといわれるものですが、これについてはどんなことを求められているのか

とても分かりにくい部分があり、事例の中では夜間緊急時等におけるバックアップという記入がしてありますけれど、この点について見直せるところは見直していただけるよう所管グループにお願いしているところです。

以上について第1回の部会で検討しました。以上で報告を終わります。

### 高橋会長

ありがとうございました。

3件について説明をしていただきましたけれど、この点について皆様いかがでしょうか。

### 高柳委員

愛知県精神障害者家族会連合会副会長の高柳と申します。

精神障害者の地域移行についてまずお聞きします。大変難しい点があるとおっしゃって、そうであろうと想像はつきますが、もう少し具体的に何が1番難しい点になっているのか、保健所が精神科病院と地域のコーディネーターのような役割をして下さることになっているけれども、そのどこが1番のネックになっているのか。あるいはどうすればそれが進んでいくのか。

私も身内やら家族の中にたくさん、もう出た方がいいという人達が、10年以上の人達が何人もいます。顔が浮かんできて、もう彼や彼女たちは出てもいいんじゃないかと思いつけるんですが、具体的に1番のネックになるのはどういうことなのか。

もう1点は、グループホームの整備の問題でも出ていましたけれども、緊急時、医療の体制として精神障害者の場合は急性期の問題がありますので、頑張りすぎて再発したりということもありますけれど、若い患者と言いましょうか、まだ病識の非常にないような人が大変難しいところがあるとは思っています。

それで、問題が起きた時に地域の精神科の救急医療体制ができていないと、多分グループホームをやっているとお考えの事業所さんも二の足を踏んでしまうのではないかなと思うんです。医療体制を市町村あるいは私のいる東三河では広域行政が始まっていますので、広域で対応することになると思うんですが、そういうような具体的な点について少し御説明いただけないでしょうか。

### 高橋会長

どうしてうまくいかないのか。精神障害者の地域移行の問題は医療と生活の両方の問題があると思います。緊急の問題ということですが、部会長、

その辺のどうしてうまくいかないのかという認識はいかがでしょうか。

### 三宅委員

いろんな課題があるでしょうけれど、成功したところから考えてみると、関係機関の個々の事情は色々あるにせよ関係機関がうまくチームとして動いたところがうまくいっていると、そんな報告が出ているので、精神科病院なのか、保健所なのか、相談支援事業所なのか、どこかにうまく改善しないところがあるとうまく進まないんだなという実感を今のところ持っています。

個別にどこがいい悪いというのは個々のケースになってくるので、この場で言えることはないかと思えますけれど、そのことを思うと地域で良いチームを作っていくことが大事なんじゃないかなと部会でもそんな検討をしました。

### 高柳委員

地域の連携と言いましょうか、例えば病院の中の連携、対応ということもあるでしょうけれども、外に対しての保健所を中心とする連携とか施設との連携、広い連携がどうなったらできるかということだと思うんですが、いかがでしょうか。

### 三宅委員

個々のケースについては、今日いらっしゃる地域アドバイザーの方が詳細を把握していらっしゃるので、そちらのほうで御説明いただくのがいいかと思えます。

資料4に、障害者相談支援アドバイザー会議における検討事項等についてという項目があって、精神障害者の地域移行について議論がされているところで、精神障害者の地域移行の取組は今後実態調査をされていくという報告がされているので、どこの段階でここに入り込んだらいいか分かりませんが。

### 高橋会長

部会としては、この点についてはどういうふうに問題を深めていけますか。まずは認識がきちっとしていないと深めようがないというか、的外れになると思うのですね。そこのところの方向性はいかがでしょうか。

### 三宅委員

第1回の部会の討議では成功事例を広報して、その事例を各地域で学んで

いって欲しい、そういう議論をしています。個々に課題があるかというところまで踏み込んだ議論はされていないので、個々の課題をどう解決するかというところには至っていないということです。

### 高橋会長

アドバイザーの方のほうから、現場で対応しておられてこの点について何か、アドバイザー会議の報告の時にも議論を深めていけたらと思いますけれど、どうして難しいのかということについて何か御意見ありませんか。

では、他の方で、梅村さんお願いします。

### 梅村委員

愛知県精神保健福祉士協会の梅村と申します。

今、高柳さんが言われた、何で難しいのかということで、うちの協会は医療機関、精神科病院の精神保健福祉士の方が会員でして、いろんな意見を伺うんです。また、家族ともお話をさせていただいたのですけれども、まず、何で難しいのかというと、入院されている当事者の人がどんな気持ちで、また、どんなふうを考えているのかなというようなこと、また、その支援者である家族がどんなふうを考えているのかなというところをまず理解することが大事。

私自身が対応した事例ですけれども、20年ぐらい入院しておられる当事者の方がアパートへ退院されたんですね。頑張ってやっているんだけど、アパートはやっぱり寂しい、御飯を作らなきゃいけないし、お金も制限があるから大変だと。じゃあグループホームや施設はどうかというと、集団生活は自分に合わないなというふうなことで、じゃあ本当はどうなのかというと、家へ帰りたい、でも支援する家族に迷惑はかけたくない。

まあしょうがないかなという当事者の気持ちを、本当は退院したいという気持ちを、この地域移行の支援システムの中でやっていけるかなと思うんですね。

家族会のアンケートを愛家連のほうで取られまして、入院中の家族の方は、退院はさせたいと、でも家へ退院すると困ったなという声をたくさん聞くんです。そういう支援者の家族の声もきちんと地域の支援者はつかんでいかなきゃいけないのかなと思っています。退院した人の話を聞くと、地域移行の支援システムがあるという情報が入院中の当事者の方には殆ど届いていない。御家族の方にも、地域の相談支援事業所や病院のワーカーの連携したシステムが届いていない。今日は病院協会の先生もお見えになりますけれど、医療のスタッフにも十分に理解されているとは考えていない。皆一所懸命やって

いるんです。保健所も病院のワーカーも地域の相談支援事業所も一所懸命やっているんですけども、やっていることが当事者、家族、病院スタッフに届いていないという、その辺をどういうふうにしていけばいいか、こういうシステムがあるんだと。あなた達も退院したいと言えば、こういうシステムを使ってやったらどうだということをどう広報していくかというのが始まりではないかと僕は感じるんですけど。

## 高橋会長

ありがとうございました。他にありますか。

## 加藤(香)委員

愛知県自閉症協会の加藤です。

高柳さんのお話を伺い、この資料を拝見させていただきながら、私自身思っていたことなのですけれど、確かに親のほうにこれだけ努力してやってくださっていることが分かっていないという状況です。親側の立場として、うちの子供も通所に行き始めて3年目ですけども、保護者会で何の話が出るかというと、グループホームをなかなか作ってくれない、そのことだけしかないというところがあります。近隣住民の方の御理解がいただけないというところに、何かの誤解があるというのであれば、すぐには無理かも知れないけれども、もっともっと先にグループホームに入りたいなと思っている親に、今からできることってあると思うんです。

自分の子供が入るときに、うまくスムーズに行って、近隣の方々の御理解をいただきながら生活ができたというのが、そこで成功体験になって、積み上げということを考えると、グループホームに入るよりもっと前の段階の親の意識を変えていかなくてはいけないんじゃないかなと考えています。

精神になってくると、病院に入らなくちゃいけない状況があったり、急なことから始まるんですけども、知的障害があったり、発達障害であれば、割と早い段階から親ができる準備というのもあると思うんです。そこを何らかの形で発信していただいて、この成果が出るのは20年、30年先かもしれないんですけども、今できること、グループホームに入る時、そしてその先を見据えて、自分達でやれることを何らかの形で発信できないかなと考えながらこの資料を拝見していました。

自分が、何ができるのか、この内容がここのテーマに沿っているのかどうか分からないままなんですけれども、私自身は名古屋市に住んでいるので名古屋市と愛知県の状況も違うと思うんですけども、それが何らかの形でできないかなという混沌とした意見をこの資料で考えたということをお報告さ

せていただきました。

### 高橋会長

ありがとうございました。坪井委員、精神科病院の立場からこの問題についてお願いします。

### 坪井委員

豊田西病院の坪井と申します。

今、いくつかの御意見を聞かせていただいて、2つぐらい大事なことがあるかなと思いました。

1つは、私共の病院でもグループホームで20数人の方が地域で過ごされているんですけども、この20年ぐらいの間に1つ1つコツコツとケースワークをして入院中の患者さんで最大20年の方を1人か2人見えていますけれど、そういった方が退院されてグループホームに住んでおられます。敷地の中に、敷地の病棟のすぐ近くの所と少し離れた所に10数人と、それから県営の保見団地というところがあるものですから、そこに数人の方がいて、近くからだんだん遠くにグループホームがあって、そこに2、30人の方がおられて、世話人、ケースワーカーが数人でフォローしているという形を取っています。そういったケースを1つ1つ、確かにうまくいったケースの中に入ると思うので、そういったケースはどんな形でどういう人達の支援で具体的に実現していったかということをもう少し広げていくということ、1つ1つの事例の積み重ねの例を皆に知っていただくというのが大事だというのが1つ。

高柳さんが言われたように、急性期、急に悪くなったときの体制がやはり地域移行と精神科の救急というのは表裏、車の両輪になっていると思いますので、その点、私共の病院でも普段グループホームの人が不調になった時には、敷地の中のグループホームではホットラインを病院の中と繋いでいまして、24時間いつでも調子の悪いときに電話をしてもいいんだよと電話を付けて、夜も当直員がいますので何とか対応しております。私共は病院の中とか通院されている患者さんに関係したグループホームの方の救急、急性期の体制を自院で整える努力はしているんですけども、それがもう少し広域でできるような視点が大事ではないかなと思いました。

### 高橋会長

ありがとうございました。ちょっと深まってきたかなと思います。これについて、精神保健の立場からはどうでしょうか。この事業については地域の

保健所が中心になって橋渡しをしていくという仕組みになっていて、精神科病院と地域との橋渡しをしていくその舞台が精神障害者地域生活支援広域調整等事業で、特に推進協議会に位置付けられている訳ですけれども、その辺のところの実際の動きとこれからの方向性については、精神保健福祉審議会でも議論されていると思います。

この両方の絡みがないとうまくいかないものですから、その辺のことについても担当者の方、教えていただけませんか。

### 鈴木室長補佐

こころの健康推進室鈴木といいます。

県としましては保健所のほうで地域密着という形でコーディネートをやっただけということ、そのためにはそのノウハウ、スキルが必要ということで研修をやっていくということしか今はできていません。研修もお金がないものですから申し訳ないですが簡単にしかできません。本当はもっとよく知っている方を講師として呼んでやりたいんですけども、今のところは皆さんで研修をしてスキルを高めるということしかできていないというのが現状です。

### 高橋会長

これからの計画はどうなっていますか。協議会なんかは設置することになっていますよね。地域精神保健福祉推進協議会というものをそれぞれに設置して推進していくというふうになっていますね。現状は分かりましたけれど、これからの動きはどういうふうになっていますか。

### 鈴木室長補佐

会議をするにもお金が必要なので、予算が獲得できれば各地区に設けるといことで、その辺を今、予算担当とやっていけるように要求というかお願いをしているということです。具体的にいつやれるかまだ決まっていませんというのが現実です。

### 高橋会長

私が言ってもいけないですけども、精神障害者の方達の地域移行の問題は福祉と精神保健との狭間なんですね。形の上では精神保健でやることになっている。ですけども、実際の事業の推進には自立支援協議会及びその中心的な地域移行推進部会との連携を取ってやるということになっている。その辺のところがうまく機能していないという問題が基本的にあるなど認識

しております。この件について他にありませんでしょうか。

## 松下委員

愛知県知的障害者福祉協会の松下です。

地域移行、地域定着についてですけれども、各市町村で第4期の障害福祉計画で数値目標が策定されていて、当然それが持ち上がって県の数値目標になる筈ですけれども、全国平均と比べて、今、どの順位かということも確かに1つの指標になるかも知れないんですけれども、それぞれの市町村で対象者像のイメージができていて、そのためにこれだけの方達のサービスを提供しようという数値目標が設定されているとすると、現状でいくと第4期の愛知県の数字でいけば27年度で148件の地域移行支援を実施したい、149件の地域定着支援を実施したいという目標になっています。資料1の愛知県の平成26年3月実績で言えば、地域移行は年間目標148のうち月5件で年換算60件、地域定着が年149のうち月33で年換算396件となっています。目標に至らないことについて要因分析をして、どこに課題があるのかを各市町村に投げかける必要があるのかなと思うんです。

そもそも見込が十分でなかったのか、あるいはその数値を出すために関係する方達のディスカッションをもう少し詰めた方がよかったのか、その辺りが課題として現れるでしょうし、それはサービスを提供する事業者数が足りないのか、あるいはそれを担える人の養成ができていないのか、あるいは事業が継続実施するほどの単価でないからとか、そういった課題を整理することでよりこれを推進するための課題を整理し、その解決のための具体的な方策が見えてくるのかなと思うんです。そうすると、アドバイザーの皆さんもいらっしゃると思いますので、各市町村の自立支援協議会で束ねた数値目標に到達していない、しかも大幅に到達していないとした時には、一旦、27年度、見直しをすることも考えて再検討するということを投げかけられたらどうかと思うんです。

障害福祉計画との関係性の中で1年に少なくとも1人の実績を上げてもらうというような少しネガティブなお願いというよりも、各市町村でこれを達成するんだという数値を設定したのであれば、その努力の必要があるだろうと思うので、それを各市町村さんにもう1回どこに課題があるのか要因分析してくださいということを部会の方から、あるいは自立支援協議会として各市村の方へお返しをしていくということも必要かなと思うんですが、いかがでしょうか。

## 高橋会長

色々と意見をいただきましたけれど、部会長いかがでしょうか。

### 三宅委員

色々な御意見ありがとうございます。松下委員の意見もごもつともで、議論の中で取り上げる意見ということで落ちついてしまったんですけれども、おっしゃる通り要因分析がなければ意見にも辿り着かないので、貴重な意見をいただいたなと思っています。

### 高橋会長

この件について他にありませんか。

### 廣田委員

精神障害家族会連合会の廣田です。

僕もいろんな人の支援を受けて社会復帰まで漕ぎ着けることができ、本当にいろんな人達が協力してくれたことに関しては感謝しているんですけど、その反面、いろんな人達が集まっているいろんな話をして自分のために考えてくれていることは確かに分かるんですけども、こちらのほうとしては何を話しているのかが分からなくてかえって不安になってしまう。じゃあ、誰にどこに相談していいのかというのが、いろんな人達が集まり過ぎてしまって、訳が分からなくなってしまうって、パニック状態になるという不思議な現象を感じたこともあります。

僕もこの会議に参加して思ったことは、本当にいろんな人が関わって本当に考えてくれることに関しては感謝しているし、辛い思いもしたけれど、何かの歯車が噛み合ってくれば一番いいのかなという思いがあります。その中でも当事者として学ぶべきものがあると思うんですよ。グループホームのことにしても制度のことにしても、どういうふうに活用していったらいいのかというのも当事者として考える場というものが欲しいなと思いました。以上です。

### 高橋会長

ありがとうございました。重要な御指摘かなと思います。

### 鈴木委員

何が難しいのかについて、僕の話は現実離れしてしまうかも知れないし病院とか施設関係の方に怒られそうなんですけど、実は地域移行というのは当事者にとってはとてもプレッシャーなんですね。生活に疲れてヘルパーさんを

使って料理を作ってもらったり、疲れた時に休めることは、精神障害者の地域移行には大事なことかなと。

施設とか病院とかにもう一度帰って、ちょっと休んでからまた地域に帰るみたいな感じがもしできたとしたら、もうちょっと気楽に退院してみようかなとか、施設から出て1回地域で生活してみて経験しながら、病院とか施設の相談員の方がそういう地域の生き方とかアドバイスできる体制でもう1回戻ろうよということが当事者を含めたところで話し合えるといいなと。

当事者の方達は、プレッシャーで勿論退院してから薬を飲んだり、通院はされるんですが、それ以上に日常生活に疲れていってしまう、人間関係に疲れてしまって、また戻ってしまうことよりもそういう中間的な組織ができるととてもいいなと。

相談を受けていて1番思うのはその部分が欠けてしまっているの、地域移行をやろうという気になるとしたら、地域って怖いと長い間施設の中で暮らしてしまうとどうしてもそういうもので、その辺をフォローできる体制を少し時間がかかるかも知れないんですが実現できるといいなと思います。

## 高橋会長

ありがとうございました。他にありませんでしょうか。

## 川上委員

瀬戸と尾張旭の相談センターの川上です。

現状の件数というのは国保連請求の件数ですよ。ここの請求には当たっていないけれども実際は保健所や利用者さんと連携しながら地域で暮らすような、あるいは地域で定着するような取組はされていて、そういう意味ではこの件数はどうなのかなと。54市町村で何件というのを見て実態とは関係ないという評価になるというのは若干疑念を感じるのが1点。

もう1点は梅村さんや廣田さんが言われるようにシステムが見えない、家族や当事者さんと取り組んでいる保健所さんや福祉関係者が繋がっていないということはいつも感じていることで、資料1に書いてある顔の見える関係を作り、その中で1件をやることによって経験値が上がって行って2つ、3つと広がっていくんじゃないかと、この部会の委員ですから1件を消極的に考えるのではなくて、1件もやっていないところは経験値がなくて取り組めていない、でも1件やることによって、2件、3件と広がっていくんじゃないか、まずはこれに取り組んでいこうじゃないかという思いで考えていました。

## 高橋会長

件数は実態と少し違っているようだという御指摘ですので、その辺また把握できれば把握していただければいいかなと思います。仕組みを活用しないで移行するというケースもきっとあると思うんですよね、それも含めて地域移行ですから、もうちょっとその辺のところが把握できればいいかなと思いました。

この件についてはよろしいでしょうか。新しいことなものですから部会もどうして取り組もうかなと思ってみえると思います。様々な御意見をいただきましたので、是非それらを反映してこの件について果敢に取り組んでいただければと思います。

私も途中で指摘もしましたし、川上委員の方からもお話がありましたけれど、自立支援協議会の主として地域生活移行推進部会とところの健康推進室との連携をきちっとお願いしたい。それが今年度中にどんな形で連携するのかを是非御提示いただきたいなと思っています。

今日は幸いなことに福祉相談センターの各メンバーも見えていますので、地域の中で連携をどう取り組むのか、福祉と精神保健及び精神福祉ですね、精神福祉だけが別になっているんですね何となく。そこのところの連携をどう取り組もうとしているのかということを検討していただきたい。それも御報告いただきたいと思います。

もう1つは、地域にあっては地域の自立支援協議会と精神保健推進協議会を作られるんだったらその連携をどうするのか、例えば委員を両方関係している人に入ってもらおうとか、そういう具体策を是非出していただきたいなと思いますので私の方から要望しておきたいと思います。よろしくをお願いします。

あと2つの地域生活支援拠点とグループホームの整備について大きな問題なんですけれど、このことについて1、2件だけ御意見があれば伺いたいと思います。

## 三浦委員

愛知県知的障害者育成会の三浦と申します。

この地域生活支援拠点の話が出たときに私共の団体としては非常に期待をしておりました。ありがたいことに地域の中で福祉が進んできたということは感じております。グループホームも少しずつ出来てきております。そして生活も少しずつ豊かになってきているということを思う訳ですけども、サービスが事業所ごとにバラバラに存在するという感じですので、こうした拠点の中で必要なサービスが選んで使えることを期待しています。

私共の団体としてもいろんな研修会、講習会、県からの講師を依頼しましてこういった勉強を進めている訳でありますけれど、団体としては親なき後の問題もあり非常に力が入っています。県の説明で、それぞれの地域の中で目標がこういうふうに設定され、少しずつ進んでいるんだなということは感じました。ただ、これを今後どのように各市町の中で拠点を作っていくのかといったことが見えていないわけで、面的整備でも勿論いいと思うんですが、面的整備の中ではどういうふうにその上にプラスアルファを入れていくのか。拠点の整備というのは財源が要するというのは分かっていますので、そういったことも含めながら、その市町村の中で話し合いをしていくということでもありますので、圏域アドバイザーの方や地域アドバイザーの方が市町村の自立支援協議会の会合に積極的に出て行っていただいて、こういうことを進めていただけるとありがたいなと思います。是非少しずつ地域の中で進めていただけるようなことを考えていただけるといいなと思います。よろしくお願ひします。

#### 高橋会長

ありがとうございました。この件について何か県のほうから意見ありますか。

#### 立花課長補佐

障害福祉課の立花です。

今、三浦委員がおっしゃったように、市町村の方で拠点の整備の仕方が見えてこないということがありまして、地域アドバイザーの方々にも御協力いただけて情報提供させていただいております。つい先日、知多半島圏域で地域生活拠点の整備についてセミナーが開催されまして、知多地区限定だというお話は伺ってはいたんですが、その概要を各市町村の方にお配りさせていただき、情報共有を図るということをしてしております。資料の中にもありますけれども、市町村でも計画には掲載はしたんですが、具体的にどう進めていくのか悩まれているような状況も垣間見られるものですから、どういう段階でどういうことをしていくのかといった進行管理を市町村の方でしっかり固めていただいて、それを県の方で後押ししていきたいと考えています。

#### 高橋会長

この件についてここにも書いてありますけれども、地域アドバイザーの方、どうですか。実際の各圏域の動きについて御意見を伺えればなと思います。

## 葛間アドバイザー

知多半島でアドバイザー事業の委託をいただいております社会福祉法人愛光園の葛間と申します。

地域生活支援拠点の関係で、現場の施設の職員さん達に地域生活支援拠点って知っていますかと聞くと実は知らないんです。行政の皆さんも御存じですかと言うと説明できないんです。そこが一番の発端で、まずは地域生活支援拠点とは何かということをもみんなで知ろうねということでセミナーを開催させていただいたというのが実情です。県の立花さんから、これは県全体に周知したいということで資料を送付していただいたんですけども、まず地域生活支援拠点ということをも、それぞれの地域、あるいはその市町がイメージをして、我が市町は地域で暮らされている障害のある方達が、いざ何かあったときにこんな対応ができますよというものを具体的に図に落としただけと、というところから始めていただけたらなというふうに思っています。

ですから、協議会の中に、できれば地域生活支援拠点に係る何らかのプロジェクトのようなものが立ち上がるといいなという思いでおります。実際に29年度までにそれぞれの市町は地域生活支援拠点を整備しますよと第4期の福祉計画に書かれている筈なので、具体的にどうするんですかというのはそれを進める推進役がそれぞれの地域の協議会だということで、私共の知多地域ではそういった取組をしましたという、そこまでの御報告とさせていただけたらと思います。

## 高橋会長

ありがとうございました。まず啓発が大事な段階だということのようです。部会長、色々御意見をいただいています、これを受けてお願いします。

## 三宅委員

この辺については皆さんと共通のところ、本当に情報がない中、自分の身を事業者に置いたときに、自分達が守らなくてはいけない利用者のためにはとても必要な仕組みなので、我々が、何ができるかを同時に考えていく必要があるかなと。それを市町村に提案し、どう調整をしていくのかなと、そんなところも考えています。

## 高橋会長

御意見を受け止めていただいて、この件についても重要な課題ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

## 川上委員

グループホームについて、いいですか。反対運動の件があつて主に私がいづも発信をしてきたんですけれども、2月から6か月間反対運動があつて、建設は6月から始まりましたけれども、今だに大きな看板が地域に立っている中で建設が始まっています異様です。こんな施設をこんなふうにつくっているのかなというのがあつて、申請書の関係を問題にしたんですが、この辺については検討していただきたい。地域移行推進部会ではこれを検討するという事で振っていただきましたけれども。

もう1点。この4月からスプリンクラーの設置義務が出てきて、何故これを急に話したかという、うちで7月からグループホームを始めたいという方がセンターに見えて、区分4以上の人は紹介しないでくださいと書いてあつて、読み込んでみると区分4以上の人が8割以上いるところの設置義務なんですね。今やっているところに関しては平成30年までには全部スプリンクラーを付けなさいと。これはこれまで促進運動の取組をしていたことに関しての非常に足枷になりますし、消防法との関係で言うと大事なことだということを否定するつもりは全くないんですが、これを27年4月1日以降はスプリンクラーがないとダメ、現在やっているところも平成30年までには全部設置しなさいということに関して、これまでの整備に関しての間仕切りとかいろんな問題を愛知県が特例的にやっていただいたことに関して、もう少しここも踏み込まないと、区分4以上は受け入れられないというところが出てくる。県の指定申請に行つてスプリンクラーがないからと言われたというところでは、地域の大きな社会資源であるグループホームが区分4以上が8割以上入つたら作れない。マンションとか1戸建てのところ勝手にスプリンクラーを付ける厳しさというのは当然ありますし、その辺の検討をしてもらいたい。

もう1点。グループホームを出たいという人達が増えていて一部にポストグループホームという言葉が評判になってきていることについてはもう1歩踏み込まないと、グループホームが万能論ではないということを踏み込んで考えないといけないのではないかなと。

## 高橋会長

御意見をいただいてよかつたなと思います。さっきの申請書の問題とも絡むんですけれども、この件とスプリンクラーの件、県としてどうですか。障害者差別解消法の問題とも絡んでいる訳ですけれども。どういうふうに対応を考えておられますか。

## 保木井主幹

最初のスプリンクラーについてですが、従来から整備されているところについては4年ぐらい前までぐらいに1度照会をしてスプリンクラー設備が必要なところは基金を使って対応したのかなという認識をもっています。今後の流れとしては、確かに新しく作る場所は国の補助制度の中で盛り込んできている話なので、それはそれで対応かなと思うんですけども、既設のところの改修費用をどうするかは1つの課題かなというふうには思います。

申請書の話も先程、川上さんからあったんですけども、申請書で我々が求めていく部分というのはきちんと御説明をさせていただいた上で、それを踏まえての制度の見直しというのはあり得るかなというふうに考えています。

## 高橋会長

この件についての取組、引き続きよろしくお願ひします。

まだまだ御意見を伺いたいところですけども、時間が過ぎましたので、引き続きこれから大きな検討課題になると思いますので深めていきたいと思ひます。

### 議題（1）愛知県障害者自立支援協議会の専門部会活動状況等について イ 人材育成部会の活動状況について

#### 資料2 人材育成部会検討状況等中間報告

## 高橋会長

続きまして、人材育成部会について部会長のほうから御報告をよろしくお願ひします。

〔人材育成部会長説明〕

## 小島委員

人材育成部会の小島と申します。

資料に基づいて説明します。まず相談支援従事者とサービス管理責任者の研修についてですけども、相談支援の研修は既に始まっております、現任研修は26年度が70名の受講だったんですけども、今年度は倍の140名で修了しております。24年に計画相談という皆さん御存じだと思ひま

すけれども、サービス等利用計画を作成することが始まりまして、地域の相談支援専門員がぐっと増えているものですから、今後この体制維持のために資格を更新していく方が増えるということは明らかなものですから、今後更に増えるのではないかと考えて対応をしていかなければいけないと思っております。

一方で初任者研修の方も始まっておりますけれども、こちらは今年度、講義の欠席者もあったものですから結果的に384名になっておりまして、3年間、こちらも枠一杯で研修を行ってきていたんですけれども、若干減ってきており、ぐっと減ることはないと思いますが、少しずつ初任者研修と現任研修のバランスが変わってくるのかなと見ております。

サービス管理責任者研修ですけれども、それぞれのコースの枠は例年並みで多数申込を受けていると聞いています。適正な受講の数が話題になっていたんですけれども、部会の話としましては、実際、愛知県の場合数多く受講生を受けていて、どうしても実際に研修をしている講師側の立場から言いますと、受講者の幅も広がってきていて単純に数を広げるということでもいいんだろうかという疑問も出ていまして、継続して考えていくところなのかなと思っております。後で説明しますけれども、前回も触れましたようにサービス管理責任者研修自体の見直しも国の方で進んでいるようですので、そちらを視野に入れた準備が必要なのかなと考えております。

ファシリテーター養成研修は、地域の現場の方の人材養成ということが研修の目的なんですけれども、今の研修というのは一方的に大勢の前で講義して終わるという研修はやっていないものですから、グループワークを通して演習等を重視しようと思いますと、各グループでお手伝いいただくファシリテーターの養成という、ある意味人材育成のための人材育成が必要になってくるということです。またそれが研修のためだけではなくて各地域でリーダーになっていただければということも踏まえて考えているところです。後で研修体系の視覚化というところでも触れますけれども、以前のように研修をお手伝いしていただく方も経験だけでお手伝いしていただくのではなくて、研修をお手伝いしていただく方のための、研修の目的を確認するための研修というものを行っているのと、相談支援のほうで、今、ファシリテーター研修を行っているものですから、サビ管研修との連携ということも言われておりますので、今年度からサビ管研修のファシリテーターさんにも声かけをして、共同して研修の準備をしたり、ひいてはそれが県内のリーダーに育っていくような取組をしていきたいというふうに考えております。

強度行動障害の研修は27年の3月に実施しているところですがけれども、この協議会の場で名称について話題になったかと思えます。部会のほうでも

話題にはしております、名称の工夫ということも1つあるかと思ひますし、本質的なところで、必ず研修の中で名称の問題の背景となる考え方ですとか、誤解のようなことをきちんと説明していく必要もあるのではないかと御意見をいただいております。

体系の構築については、1枚めくっていただきますと研修体系図という絵があります。研修自体が多様になってきているものですから、これで完成というわけではないんですけれども、研修体系を見える化して、それぞれ参加される方が、今、自分がどの位置で研修を受けているのかとか、今後自分がステップアップしていく時に何が必要かというものを分かりやすくする必要があるのでないかと考えています。

先程申し上げたサビ管研修の変更について言いますと、まだまだ国の方で議論中のようなのですが、例えば下の方にサビ管・児発管研修とありますけれども、最低3年の実務要件の内に基礎研修をやって、更に、また2年以上空けてから実践研修をやるというような2階建てになっていくようなことが議論されているようですし、相談支援の方は5年に1回の現任研修というのがありますけれども、サビ管研修も同じように更新制になっていくという方向で考えられているようです。今まで分野別でやってきた研修ですけれども、分野別がなくなって一本化されてフォローアップ研修のような任意研修の中で、事業の分野別ですとか、障害別の部分を押さえていくような方向で検討がされているようです。来年、再来年すぐそうなるとは思っていませんけれども、3年、5年というスパンで考えますと、先ほどのサビ管研修の受講者の枠も含めて今後どういう準備をしていけばいいのか部会の方で議論していく必要があるのかなと考えております。

関係研修と予算や修了者数は資料で確認していただければと思います。以上です。

## 高橋会長

ありがとうございました。

国の動きも含めて質をどう高めていくのか、次世代のリーダーをどういうふうに養成していくのかということにポイントを置いて説明していただいたように思います。仕組みを作ることと人を育てることは地域福祉の車の両輪ですので重要な柱かなと思います。御意見、御質問を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

## 坪井委員

先ほどの御意見にも、地域移行の事例を積み重ねていくということがあつ

たと思うんですけども、相談支援のこういった研修の中で実際入院している患者さんがいろんな支援で地域移行ができましたよとか、地域移行をした後にちょっと調子が悪いときに救急の入院であるとか施設入所にこういうふうにして介入しましたよとか、そういった事例を扱いながら研修をしていくという中身はあるのかどうか教えていただければなど。もしあるとしたら具体的にどの程度、どんな内容でされているのかを教えていただければと思います。

### 小島委員

基本的なところで言いますと、相談支援の初任者研修で制度的理解ということは押さえております。地域移行の話は今回精神障害の方の話が目立っていますけれども、元々他の障害の方も、現在ですと、触法関係のほうにも対象が拡大しておりますけれども、制度的な押さえは初任者のところで行っております。実践的なところは先ほどの研修体系図で言いますと、初任者研修を終えた後の専門コース別研修で地域移行・地域定着というコースを設けて取り組んでおります。

昨年度までは、精神障害の方の地域移行に焦点を当てた研修を行ってまして、今年度はシフトして知的障害の方のことなんかも対象にしなければいけないのではないかという話も出ておりますけれども、その辺で実践的な研修を行っているということです。

地域生活移行推進部会のお話でもありましたけれども、取組の中の研修のところが相談支援の専門コース別研修と昨年度連携して行ったところでした。相談支援研修の中でも、実際、相談支援の人間だけで地域移行の話をしていてもなかなか効果は上がらないということは分かっておりますので、行政の方、他職種の方ともいかに同じテーブルで研修を行っていくかですとか、そこで事例を積み重ねるだけではなくて、研修を行ったメンバーが地域に帰ってその後のことも話していける繋がりというようなことも意識した話ができると思います。

### 高橋会長

他にありませんでしょうか。

### 松下委員

児童発達支援管理責任者の研修をさせていただいておりますので、その中から昨年度実際に受講者から出た声をお伝えしたいと思います。小島さんの話の中にも受講される方の差が大きいというお話がありました。現実その通り

なんですけれども、実際全体講義を終えて2日間の分野別の演習をしますが、修了証を渡す段になって受講者の方から本当にみんなに修了証を出しているのかと問われてしまったんですね。受講者も修了した方の中でもすごく差がある現実を直視してしまって、現場にまた戻っていかれるということが、昨年の児童の分野で起きてしまっていたんです。だからといって、きちっとした人に受講してもらえようように精査してくださいということをお願いするかというと、児童発達支援管理責任者がいないと事業ができないという背景がありますので、各市町村で最終的に受講者を選定していく上での痛し痒しのところもあるのかなと思うんですけれども、大きな課題の1つではあるかなという認識をしています。

もう1つ、受講決定を受けたにもかかわらず無断欠席をされるというケースが毎年散見されるんです。だからといってペナルティをかけるということは本当に必要なのかなと思いつつも、受講したくても受講できなかった方達が片方でいたときに、この平等性をどう担保するんだろうと悩む時が研修に行った現場であるんです。そういった現実の中で受講決定のあり方、精査の仕方を各市町村をお願いしているところなんですけれども、そういった現実があるということは改めて市町村にお伝えした方がいいかなとは思っているんです。そういったことが人材育成部会のほうで議論になっていたりとか、あるいは基幹のほうとの話し合いに出ていたりとか、相談支援従事者研修のほうの現実が分かりませんので、そちらのほうで何か課題になっているのか、少しその辺について私の方の経験としてお伝えをさせていただきました。部会のほうのディスカッションでそういった課題をどう解決していくのかという話があればお聞かせいただければなど。

## 高橋会長

部会長と県のほうからもコメントをもらえればと思います。

## 小島委員

松下委員がおっしゃったような課題があるのは承知しておりまして、部会全体としてそれにどう対応するかという話まではできていないというのが正直なところで、相談支援の側とサービス管理責任者の側とそれぞれの研修の講師さんですとか県の担当者の方との間で色々対応いただいていたたり、無断欠席や課題の未提出は市町村に連絡して推薦するときにはきちっと把握してくださいとお伝えいただいているということは聞いていますけれども、確かに数の問題とともに1度検討していかなければいけないのかなと思っております。

## 高橋会長

前から指摘されている問題ですけれども、県のほうとしていかがですか。

## 立花課長補佐

非常に受講希望者が多くて受講できない方がたくさんいらっしゃるというのは従来から課題として捉えています。今年は、市町村の方には大変だと思うんですけれども、なるべく受講生の方達を精査するということをしっかりしていただくために、申込の時期から締切の時期を1月程度長く取って、市町村さんの方で精査する時間を確保したところではあるんですが、なかなか実際には、それだけでは対応は難しいと思います。小島部会長の方からも話が出ましたが、欠席されたところについては、市町村の方に何故欠席をされたのか、きちっと把握をしていただいて、今後そういったことがないような形で指導していただくということをしているところです。

## 高橋会長

引き続きよろしく申し上げます。  
もうお一人だけお伺いしたいと思います。

## 高柳委員

施設の外部の人間ですのでよく分からなくて、施設の内部の問題だと思うんですが、サビ管の場合、色々のコースをたくさん持っている方が一方でいて、一方では適当な人ではないかなと思うのにそういう立場にない、これは施設の内部の人間関係の問題かも知れませんが、施設長のような立場にある人が同じ人間にいくつかの講習を受けさせているのかなというようなことを感じるんですが、そういう点は調整の段階だと思うんですが、その点は市町村に対してはどんなふうに言われているんでしょうか。

## 高橋会長

いかがでしょうか。

## 立花課長補佐

複数の分野を1人の方が持ってらっしゃるという実態はあります。ただ、組織の中の話ですので色々な人事異動等があり、適切な人にそういった研修を受けていただいているというふうには思うんですけれども、一方で本当にその方が必要かどうかということは精査していただくように、例えば今年度

中に、サービス管理責任者の場合ですと事業立ち上げから1年以内は研修を受けることが猶予されているということがあるので、猶予期間中の方は優先的に受けていただくようなことで、真に必要な方に受けていただくような形で推薦をしていただきます。

### 川上委員

受講者の選定が市町村の若い担当者任せになりきってしまった。何故アドバイザーがいるか、何故自立支援協議会があるか、そこに意見聴取をすべきではないですかと前にも発言させてもらったんですが、募集が来ているということさえ分らずに、あ、もう締め切っちゃったと、事業者さんのほうからクレームが来るくらいの状況で、係長や課長に聞くと、え、ちゃんとやってるんじゃないかと終わってしまった状況ですから。自立支援協議会に意見聴取するとか、アドバイザーさんに意見聴取する、何故なら社会資源の開発を責任を持って見ているところだから、ここには受けて欲しいというところの優先順位は市の担当窓口よりもよく知っている筈なんです。その辺の選定の仕方をもう少し、何か一文を入れておくというのはどうかなと思ったりして喋っているのが、2回目か、3回目ですのでお願いします。

### 立花課長補佐

ありがとうございました。

### 高橋会長

期待をしましょう。たくさんの御意見をいただきまして、ありがとうございます。

両部会から今後の取組について示されておりますけれども、両部会におかれましては、先ほどたくさんいただいた御意見を踏まえて推進を図って行けたらと思いますので、よろしく願いいたします。

## 議題（2）次期愛知県障害者計画の策定について

### 資料3 次期愛知県障害者計画の策定について

### 高橋会長

それでは、2つ目の次期愛知県障害者計画の策定について御説明よろしく申し上げます。

## 加藤主幹

障害福祉課の加藤です。

私からは次期愛知県障害福祉計画の策定について、資料3を使って説明をさせていただきます。

お手元の資料3を御覧いただきたいと思います。最初に1の計画策定の趣旨でございます。平成27年度は愛知県の障害者計画の性格を持ちますあいち健康福祉ビジョンの計画期間の最終年度に当たります。そこで新たに次期障害者計画を策定する必要がございます。今年3月には第4期の障害福祉計画を策定したところですが、今年度策定してまいります障害者計画は障害者基本法を根拠としております。各分野にわたる障害者施策を定める計画となりまして、障害福祉計画は障害者総合支援法を根拠として、生活支援分野に関する施策に特化して、その具体的な方策を定めるものとなっております。

次に2の計画の性格・位置付けでございます。障害者計画とは障害者基本法において都道府県での策定が義務付けられております。また、策定に当たっては、今、都道府県で設置している審議会になりますが、障害者施策審議会の意見をお聞きして策定することになっております。また、愛知県としましてはこの自立支援協議会におきましても、それぞれの場面で機会を捉えて委員の皆様のお意見を伺いまして、より良い計画を策定してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

次に3の経緯でございます。本県では平成16年、障害者基本法改正を受け、21世紀あいち福祉ビジョンを障害者計画として位置付け、平成23年6月に策定をいたしましたあいち健康福祉ビジョンにおける障害者に係る記載部分を障害者計画として施策の推進を図っているところでございます。資料の右側、4の計画策定に当たって踏まえるべき事項でございます。(1) 障害福祉施策に関する主な法律の施行・改正等ですが、現行ビジョン策定の平成23年度以降に施行・改正された主な法律としまして、1番上にあります平成23年8月には障害者基本法の一部を改正する法律の施行を初めとしまして黒丸の1番下の平成25年6月に成立し、来年4月施行予定の障害者差別解消法まででございます。これらを踏まえたものとしていきたいと考えております。

次に(2)の国の動向でございます。平成25年9月に都道府県障害者計画の基本となる第3次障害者基本計画が策定をされております。その特徴としましては、平成23年の障害者基本法改正を踏まえ、計画の基本原則が①地域社会における共生等、②差別の禁止、③国際的協調に改められました。

また、障害者施策を取り巻く経済・社会状況の変化がとても速いので、こうしたことを踏まえ、これまで10年としていた計画期間を国の障害者基本計画では5年に見直しをされております。

それでは次の3ページをお願いします。施策分野の新設、既存分野の充実・見直しも行われております。分野につきましては従来の7分野から10分野へと3分野が新設されておまして、①の安全・安心、②の差別の解消及び権利擁護の推進、③の行政サービス等における配慮の3分野でございます。充実・見直しにつきましても①から⑦の内容で行われているところでございます。

5の対応の方向性でございます。引き続き今年度策定をしままいります次期健康福祉ビジョンをこれまでと同様に本県の障害者計画として位置付けてまいります。また、国の第3次基本計画で新設をされました3つの施策分野を盛り込んでまいります。更には障害者施策審議会を、また新たにこの8月に設置をしたところですが、その施策審議会の下に置きますワーキンググループ、そしてこの自立支援協議会の委員の皆様からも御意見をいただきまして、その御意見を反映させてまいりたいと考えております。

次に6の計画の骨子・素案でございます。現行の健康福祉ビジョンの構成・内容を基本としつつ、あいちビジョン及び国の第3次基本計画の内容を踏まえまして作成した骨子・素案が次のページにあります。こちらはまた後ほど説明をさせていただきます。

次に7の計画策定のスケジュール（予定）でございます。来年3月までに障害者施策審議会、ワーキンググループ、そして障害者自立支援協議会で御意見をいただきながら、今年12月から来年1月頃を目途にパブリックコメントの実施をいたしまして、来年3月の策定、公表を目指しております。

それでは次のページを御覧いただきたいと思っております。こちらにつきましては、現行の健康福祉ビジョンの構成・内容を基本としながら、あいちビジョン、国の第3次基本計画の内容を踏まえ作成をしたものであります。1の(1)特別支援教育の充実では、①特別支援学校の過大化の解消、②特別支援学校における幼児児童生徒への支援で構成をしております。

次に2の障害のある人の地域生活支援と療育支援では(1)地域生活を支える体制の整備、(2)療育・医療支援の充実、(3)障害のある人や家族等が行う活動への支援の3項目で構成をしております。

3の地域における就労支援の充実では(1)から(4)の項目で構成をしているところでございます。

その下4の障害のある人の活躍の場の拡大におきましては(1)障害者アートの推進、(2)障害者スポーツの推進の2項目で構成をしております、次

のページ、1枚おめくりいただきますと、5で社会全体で支える環境の整備といった大きく5項目の柱の下、構成をしております。5の社会全体で支える環境の整備の(1)差別の解消及び権利擁護の推進につきましては、国の第3次障害者基本計画の新施設策分野として新たに盛り込まれたことを踏まえまして、県の計画のほうにも是非盛り込んでまいりたいと考えているところでございます。1番下(4)安全安心の確保につきましても同様に国の基本計画で新たに盛り込まれた項目となっております。こちらの方もしっかりと盛り込んでまいりたいと思います。説明は以上となります。

本日意見をいただきますが、時間も限られておりますので、会議終了後でも結構ですので、障害福祉課の方に御意見をいただきましたら、しっかりと検討してまいりたいと思いますので、忌憚のない御意見をいただきますようよろしくお願いいたします。

### 高橋会長

ありがとうございました。これも重要な問題かなと思いますけれども、皆さん、御質問、御意見いかがでしょうか。

### 三宅委員

1ページの特別支援学校の充実というところで、特別支援学校の充実、特別支援学校の過大化の解消とあって、本当に特別支援学校はマンモス状態で部屋を転用、転用で使われている状態で子ども達にとっては気の毒な環境だなと思っています。解消するために近隣に1つ特別支援学校を建てて、取り敢えずは解消されても、すぐにまた過大化に向かって進んでいる状況も聞くので、計画の中では過大化の解消と防止の策も是非考えていただきたいなど。特別支援学校は特別支援教室に転用してもいいというので、家庭学級がある日突然中止になったりして、家庭科室はどこですかと聞くと、校庭の隅に行っちゃったとか、障害児に関する学校に関してだけ規制が甘いところがあるので、そこを防止する策も同時に考えていただきたいなどと思います。以上です。

### 高橋会長

いかがでしょうか。

### 加藤主幹

御意見ありがとうございます。特別支援教育のところは5項目ある柱の1つとなっております。知事も特別支援教育の推進に力を入れて取り組んでいるところであります。今日は特別支援教育課の担当の者が出席しております。

せんが、障害福祉課と常日頃連携して施策の推進に当たっておりますので、今日いただいた意見も特別支援教育課の方としっかり連携を図りまして次期計画に反映していけるように検討させていただきたいと思います。御意見ありがとうございました。

#### 高橋会長

ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

#### 鈴木委員

特別支援学校とインクルーシブ教育との関係ですが、相反するバランスみたいなものが非常に難しいなと考えているんですが、その辺きちんとした取組方があるのか。権利条約とかそういうものでは、学校を今後自分で選べるといったように進めているインクルーシブな社会というものを皆さんの教育ではとっても大事な要項かなと思うんですが、それプラス特別支援学校の充実をどのような形でバランスを取っていかれるのか、県のお考えを聞いたらありがたいなと思うんですが。

#### 加藤主幹

御意見ありがとうございます。インクルーシブ教育につきましては私共の教育委員会のほうが平成26年3月に愛知つながりプラン、愛知県特別支援教育推進計画の中で目標を掲げましてしっかり取り組んでいるところでございます。今日いただいた御意見につきましては教育委員会の方にも伝えさせていただきまして、また改めて御報告させていただくことにしたいと思えます。よろしくお願ひします。

#### 高橋会長

はい。ありがとうございました。他にありませんか。

#### 松下委員

スケジュールを拝見するとなかなかその機会は難しいのかなと思うところがありますが、今の特別支援教育についての御質問のいくつかにあったように、特別支援教育のほうにも協議会があるかと思えますので、そういったところへの意見聴取だとか、発達障害に関しても同様、素案の2ページの上段ですけれども、これからまた項目が書き込まれていくんだらうと思えますけれども、こちら発達障害の関係の協議会がありますので、そういった場に意見を求めるというのは、充実した検討の可能性が高くなるのではないかと

思います。防災の関係も確か協議会とかあったように思いますが、ただあまりにもあちこち広げてしまうことで整理ができなくなってしまいますので、自立支援協議会と施策審議会というふうに限られているのであればその場でお伺いできれば結構です。なるべく愛知県として今後の5年間を考えていく障害福祉計画の上の上位計画になってくると考えると、より良いものができたほうがいいのかと思うんですが、その辺りいかがでしょうか。

#### 高橋会長

それは特別支援教育についてということですか。この総合計画である障害者計画全体についてということですか。

#### 松下委員

この計画を考えていく上で、教育委員会さんと連携を取っていく、確認してくるという話だったんですけども、そちらのほうの有識者の集まりもありますので、意見を求めることでより良いものになるのであれば問うてみるということも必要なのかなと思ったんです。スケジュールとの関係性もあるかと思しますので、いかがなものかなと御提案を申し上げたということです。

#### 加藤主幹

御提案ありがとうございます。特別支援教育連携協議会のほうは障害福祉課のほうからも課長が委員として参画しておりまして年2回開催をしております。その中で特に発達障害に係る部分につきましては、毎回、障害福祉課の方から資料を提出しまして報告をさせていただいているところでございます。この計画につきまして、障害者施策審議会とこの自立支援協議会の委員の方の御意見、更によりきめ細やかに検討するために施策審議会の下部組織としてワーキンググループを今回設置をしたところですので、基本はその中で御意見を伺うことにしたいと思っております。今回、場面、場面で、例えば発達障害者支援体制整備推進協議会とかいったところで、開催の時期もある程度予定が決まっているかと思っておりますので、場面、場面で意見を伺うのは難しいと思っておりますが、御意見を伺う機会がありましたら意見を伺うことについて、検討したいと思っております。広く御意見を伺うために、パブリックコメントも予定しておりますので、そういったことも活用しながらより良い計画にしていくために意見を反映していきたいと考えております。以上です。

#### 高橋会長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。他にありますか。

## 加藤(香)委員

骨子のところで恐縮なんですけれども、2の(3)で、障害のある人やその家族等が行う活動への支援というところのペアレントメンターという言葉で一定評価をいただいて大変嬉しいと思う反面、ここで相談事業と書かれることの怖さを感じているところなんです。何故かという理由は、とても長くなってしまうので、後で加藤主幹にお話しさせていただくんですけれども、相談という文字をサポートとか、ぼかした感じに、相談だけではないので、そのこのところの活動と相談事業等と書いていただいているんですけれども、相談というところに偏ってしまうような気がして私自身怖さを感じているところなので、この文言を親ができることのどこまでの範囲なのかというところを、あまりばしっと専門家のような相談ができる訳ではないので、この文言を後で相談させていただければなと思います。委員会の中で御検討いただければありがたいなと思っておりますので、私からのお願いとしてよろしくお願いいいたします。

## 高橋会長

いかがでしょうか。

## 加藤主幹

御意見ありがとうございます。また相談させていただきながら表現等、調整させていただきたいと思います。ただ私のほうとしては、このペアレントメンター、自閉症協会さんの方でやっていただいているんですが、大変評価しているところですので、しっかり計画に反映させていきたいということで、表現については、また改めて相談させていただきたいと思います。

## 高橋会長

ありがとうございました。よろしいですか。それではまたしっかりと読んでいただいて、お考えいただいて、もし御意見等があれば先ほどお話がありましたように障害福祉課のほうにお伝えいただければと思います。書かれている課題以外で直面しているこういう重要な課題があるよということがあれば、是非、御提案いただければいいかなと思ったりしますので、皆様よろしくお願いいいたします。それではこれで終わらせていただきます。

## 報告事項

- (1) 相談支援アドバイザー会議の検討状況について
- (2) 障害者差別解消法について
- (3) 第16回全国障害者芸術・文化祭あいち大会について

資料4 障害者相談支援アドバイザー会議の検討状況について

資料5 障害者差別解消法について

資料6 第16回全国障害者芸術・文化祭あいち大会について

### 高橋会長

報告事項を3件、それぞれ最初に御報告をいただき、後で御質問、御意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

### 立花課長補佐

それでは資料4、障害者相談支援アドバイザー会議の検討状況について御報告させていただきます。7月10日に第1回アドバイザー会議を開催しまして、各地域アドバイザーの皆さんに地域の課題についてお聞きし、今年度重点的に検討、情報共有を行う事項として、ハコの右上にゴシックで記載しております地域生活支援拠点の整備について、それと精神障害者の地域移行についてを取り上げることといたしました。

この2つのテーマは、先ほど三宅部会長からもお話がございました今年度の地域生活移行推進部会の検討課題でもありまして、部会と地域アドバイザーと連携して進めてまいりたいと考えております。現在、資料中ほどのハコにありますように、地域生活支援拠点の整備については各地域アドバイザーさんに、各市町村における地域生活支援拠点の整備の検討状況と地域アドバイザーさんの取組、関わり方について調査をしております。

また、精神障害者の地域移行については精神科病院からの地域移行等の事例、先進的な取組について併せて調査しているところでございます。今後、この調査の結果を10月16日に予定しております第2回地域アドバイザー会議までに取りまとめて、その調査結果を踏まえた検討を行うこととしております。

また、第1回アドバイザー会議の報告事項として第1回地域生活移行推進部会の検討結果の報告、グループホーム整備促進支援制度の状況報告、基幹相談支援センターの設置状況に係る調査結果の報告、計画相談の進捗状況の4項目について報告をいたしました。これらの報告事項に関してスーパーバイザーさんからは、都会ではグループホーム以外の住まい、シェアハウス、

それからアパートとかの住まいといった選択肢もあるのではないかといった御意見、また、基幹相談支援センターの設置では、基幹相談支援センターの設置も必要であるが、委託相談支援事業所、市町村から委託されている相談支援事業所は、計画相談にのらない一般相談をしっかりと行わなければならないといった御意見、更に進捗率を上げることが目標にしてきました計画相談に関しては、質の高い相談とは何なのかということを考えていかななくてはならないといった問題提起をいただいております。

また、第2回以降のアドバイザー会議におきまして、随時、情報共有、検討等を行ってまいりたいと思います。以上、資料4、アドバイザー会議の検討状況についての報告を終わります。

## 加藤主幹

引き続きまして、資料5を御覧いただきたいと思います。障害者差別解消法につきまして障害福祉課のほうから説明をさせていただきます。平成27年2月に閣議決定をされました障害を理由とする差別の解消に関する基本方針の主な内容をまとめた資料になっております。

始めに、(1)基本方針と対応要領・対応指針との関係でございます。今年2月に策定された国の基本方針に則しまして、国、地方公共団体等の行政機関等是对応要領を、主務大臣は対応指針を具体例を盛り込みながら作成するとともに、行政機関等の職員に周知徹底をしまして、広く国民に周知することとされております。なお、地方公共団体等につきましては、地方分権の観点から職員対応要領の作成は努力義務とされておりますが、本県では作成をしましてまいりたいと考えております。

次に、(2)対応要領・対応指針の作成手続でございます。障害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、作成後は公表しなければならないとされておりますので、愛知県障害者施策審議会において御意見をいただきながら作成をしましてまいりたいと考えております。

次に、(3)相談の紛争の防止等のための体制の整備でございます。国の基本方針では新たな機関は設置せず、既存の機関等の活用・充実を図ることとされておまして、国・地方公共団体は、相談や紛争解決等に対応する職員の業務の明確化、専門性の向上を図ることにより体制を整備することとされております。

次に、(4)差別解消支援地域協議会でございます。障害者にとって身近な地域において、様々な機関が地域の実情に応じた差別の解消のための取組を主体的に行うネットワークとして組織することができるとされております。

次に、(5)基本方針、対応要領、対応指針の見直し等でございます。不当

な差別的取扱い・合理的配慮の具体例の集積等を踏まえ、必要に応じて、基本方針等を見直し、適時、充実を図るとされております。

次に、3国のスケジュールでございますが、今年度上半期中に、国においては国等職員対応要領、こちらにつきましては7月中旬以降、順次、各省庁ごとに示されているところがございます。現在パブリックコメントを実施している省庁もございます。また事業者のための対応指針も同じようなスケジュールで4月以降、順次示されているところがございます。これが上半期中に作成をされる予定となっております。下半期中には、地方公共団体における職員対応要領の作成に係る支援や国民への広報、周知、特に対応指針、事業分野別に対応指針が示されることになっておりますので、関係業界への周知等が行われる予定になっております。県としましても、国のこうした動向を注視しながら職員対応要領の制定等、県における体制整備を着実に進めてまいりたいと考えております。

次のページを御覧いただきますと、障害者差別解消法につきましての概要の資料となっておりますので、参考にしていただきたいと思います。説明は以上となります。よろしく願いいたします。

## 石黒課長補佐

続きまして、障害福祉課芸術・文化祭グループの石黒と申します。

資料6の第16回全国障害者芸術・文化祭あいち大会について御説明をさせていただきます。1の経緯ですが、障害者芸術・文化祭は、平成13年度に第1回大会が大阪府で開催され、その後、各県で持ち回りで、来年、愛知県で初めての開催になります。平成28年度は、まず8月に国際芸術祭あいちトリエンナーレを開催し、10月には第31回国民文化祭、そして12月に、この障害者芸術・文化祭を開催という流れになっております。

2の名称ですが、正式名称は第16回障害者芸術・文化祭あいち大会で、3の愛称ですが、皆さんに親しみを持っていただいきたいということもありまして、全国に対して5月から公募を行いまして45府県から1,243の応募があり、その中から優秀作品ということでゲイジツのチカラ・あいちと決めさせていただきました。実施主体ですが、主催は厚生労働省と愛知県と名古屋市となっております。

5の主な事業内容ですけれども、大きく2つございまして、全国から障害のある方の美術や文芸作品の募集をして展示を行ったり、音楽やダンスなどもございますけれども、そういった舞台発表を行う芸術・文化祭と、授産製品の販売、福祉器機の紹介とか講演会・シンポジウムを行う事業、ふれあい交流等も行っていきたいと考えております。資料の右側に移らせていただき

まして、開催期間は平成28年、来年の12月9日から11日の3日間、ただ美術・文芸作品展はそれより先行して12月3日から開催したいと思っております。

7の事業計画ですが、名古屋栄を中心に展開していきたいと思っております。まず1番は芸術文化センターとか中区役所、朝日生命共同ビル内にあります名古屋市民ギャラリー等々で展開をしていきたいと考えており、まだこれからどこにどういった作品を展示していくのか、どういった取組等を紹介していくのか、これから考えていくところなんですけれども、障害のある方が作品を出展し、みんなに見ていただいて喜びを感じたり励みになったり、そういうことを感じていただきたいのと、作品を見に来られた方がその作品の意図とか制作の過程を知ることによって障害への理解が深まるような大会にしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。説明は以上です。

### 高橋会長

以上3件御報告いただきましたけれども、これらのことについて、特に障害者相談支援アドバイザー、差別解消法について何か御意見があればと思います。

この障害者のアドバイザー会議と地域生活移行推進部会と共通したテーマに取り組んでおられるところもあったりして、連携を取っておられるように思いますけれども、この辺については、部会長、何か意識しておられますか。

### 三宅委員

現実のところ、何か事を始めようとする、全てアドバイザーのほうにお願いすることが多くて、本当にアドバイザーの方がこれだけのことを抱えて、地域で精神的にも時間的にもやっていけるんだろうかという心配をしながらお願いすることが多いんですけれども、もう少し活動しやすい仕組みはないのかなと思ったりはしますが。アドバイザーの方にお聞きしないと分からないことでもあります。

### 高橋会長

何かありませんか。芸術・文化祭についても。差別解消法の取組についてもよろしいですか。こんな形で取り組んでいきたいとか。

### 木村委員

名古屋市障害者支援課長の木村と申します。

差別解消法の関係で、今、私達名古屋市でも職員の対応要領を作っている

ところなんですけれども、愛知県さんのほうでは大体いつ頃作るスケジュールになっているのか分れば教えてください。

#### 加藤主幹

いつ頃というのは、まだ決まっておりませんが、法の施行は来年4月というのは決まっております。それに向けて職員対応要領を職員に周知徹底する期間をある程度確保しないといけないと考えておりますので、今、私共も進めているところでございますが、早く作成をしていきたい、その上で職員に周知をしていきたいと考えております。時期がいつかはまだ決まっておりますが、作成に当たって障害者施策審議会のほうで御意見を伺ってと考えておりまして、スケジュール的にはそちらの下部組織でワーキンググループも設置をすることになっておりますので、そちらのほうの意見を踏まえて最終的には障害者施策審議会が11月の開催を予定しておりますので、それ以降速やかに策定するというイメージで進めているところでございます。

#### 高橋会長

よろしいですか。他にいかがでしょうか。

#### 手嶋委員

差別解消法のこと、県の方に是非、丁寧な説明をお願いしたい内容をお話ししたいと思います。資料5でいただきました2枚目のポンチ図ですね、障害者差別解消法についてというところで省略をされた訳ですけど、多くの障害のある方のこの法律の1番の分かりにくさが、しないことを決める法律であるということだと私は理解しています。コメ印の1番下を見ますと、合理的配慮の提供義務と書かれているんですが、これは、することを求めている訳ではなくて、実はポンチ図の上の合理的配慮、障害者基本法第4条に3項並べてあって、そこに具体化と下に落ちているんですが、その右にどのように書かれているかと言いますと、合理的配慮の不提供の禁止と書かれているんです。どういうことかと言うと、合理的配慮をしないことをしないという解釈で書かれている訳ですので、作為の禁止というものでして、県の方はやってくれるなよということを決めている法律なんです。ですので、障害のある方にしてみると合理的配慮をして欲しいという項目が上がってくるんですけども、その要求の枠組とこの法律の県や市の方のやらなければいけない対応というのは、してはいけないことを決めていくということの整理ですので、この辺りの丁寧な説明を、障害をお持ちの方達にしていただきたいと思います。

### 高橋会長

すみません、僕もよく分らなかったんですが、皆さんよくお分かりですか。私は勉強しますが、県の方、このことについてどうですか。

### 加藤主幹

この辺りも県として、市町村さんのほうとも連携して法施行が迫っておりますので、法の趣旨を本当に分かりやすく障害のある皆さんにお伝えしていく、やはり県民全体の理解が必要だと考えておりますので、今いただいた御意見も踏まえながら県としても市町村の皆さんと力を合わせてしっかり周知してまいりたいと考えております。ありがとうございました。

### 高橋会長

皆さん、他にありますか。よろしいですか。

様々な御意見を様々なお立場からたくさんいただきました。充実した会議になったかなと思います。それでは時間もまいりましたので以上をもちまして会議を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。